

2026年6月1日 改正

1 施設の目的と運営方針

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

施設は、入所者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めます。

施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 施設の内容

(1) 設置主体

法人名	社会福祉法人藤聖母園
所在地	青森市奥野三丁目7-1
代表者	理事長 木村 直彦
設立年月日	昭和27年5月9日

(2) 施設の概要

施設の種類	社会福祉施設
施設名	養護老人ホーム藤ホーム
所在地	青森県青森市大字駒込字蛸沢387-3
代表者	園長 中村 新
設立年月日	昭和34年11月12日
電話番号	017-741-3040
FAX	017-741-3169

(3) 職員の体制

施設長（園長）1名、主任生活相談員1名、主任支援員1名、支援員12名以上（非常勤含む）、看護職員1名、栄養士1名、調理師2名以上、事務員2名、業務員1名、嘱託医師1名（非常勤）

(4) 設備の概要

① 定員 55名（他ショートステイ1名）

② 居室 28室（内一人部屋1室）

- ・居室2人部屋をパーテーション利用し個室、暖房完備
（居室に扇風機、ベッド、収納庫、ナースコールあり）
- ・居室入り口に、共用のトイレあり

③ その他

娯楽研修室、面会室、食堂、洗濯室、浴室、静養室、給湯室、多目的トイレ
エレベーター、共有スペースあり

3 利用内容

① 食事

当施設では栄養士を配置し、栄養、身体状況、嗜好等に配慮した食事を提供します。

食事時間	朝食	07:30～08:00
	昼食	11:30～12:30
	夕食	17:20～18:00

② 入浴

自立の入所者：月曜日と木曜日の週2回

要介助の入所者：月曜日～金曜日の間で2回程度

※入所者の状態によっては清拭対応とする場合があります。

※夏場で温度が高い時は、シャワーが随時使用できます。

③ 理容・美容

当施設に、月に3～4回程度、理容師が来所するので、施設内で理容ができます。美容については、戸山団地の美容室まで送迎対応します。

どちらも実費負担となります。

④ ショッピング等

月1回、送迎で近くのスーパーに出かけます。

週1回程度ヤクルトの出張販売があります。

料金は販売業者へ直接お支払いいただきます。

そのほか、スーパー等宅配の取り扱いについては、ご相談ください。

※冬期間や施設内での感染症流行時には変更となる場合があります。

⑤ そのほか余暇活動

日所生活のうるおい、身体や認知機能低下防止のため、クラブ活動やレクリエーションを実施しています。

- ・のびのび体操、音楽療法
- ・クラブ活動（生け花、カラオケ）

⑥ 金銭管理等事務代行

- ・金融機関預金、小口現金預かり（20,000円以内）
- ・預貯金通帳、届出印鑑、年金証書を預かります。
- ・保管管理者は、園長及び担当職員3名で対応します。
（通帳と印鑑は別々に保管します）

- ・手続き等の流れ

入所者が届書を提出 → 複数の職員が確認 → 担当職員 → 園長、
担当職員が銀行業務代行（現金） → 複数の職員が確認 → 本人

- ・預金残高は、随時確認できます。

（家族が確認する場合は入所者本人の承諾が必要となります）

⑦ 行事・イベント

花見、納涼祭、敬老祝賀会、運動会、節分、ひな祭りなど
カトリック関係（復活祭・慰霊祭・クリスマス）

4 医療体制・健康管理、緊急対応

① 健康管理

嘱託医と看護職員により健康管理を行います。

- ・年2回の健康診断を実施

② 医療体制

嘱託医の来所が2週間に1回程度あります。

- ・できれば嘱託医のいる協力病院への転院をお勧めしております。
- ・入所後もかかりつけ医等に継続して通院を希望される場合は、お一人で無理なく通院できる。若しくはご家族のご協力のもとで通院対応をお願いします。

また、協力病院以外の医療機関を受診する場合、ご家族にご協力を依頼する場合がありますのでご了承ください

③ 緊急対応

- ・緊急受診等（救急車要請等）の場合は、ご家族に連絡します。また、その際医療機関で、ご家族の判断が必要となるためご同行をお願いします。

④ 協力医療機関等

- ・高内科小児科医院 青森市蛸沢3丁目12番15号
- ・青森新都市病院 青森市石江3丁目1番地
- ・東ミナトヤ歯科医院 青森市浜館見取15番1号

5 喫煙について

敷地内はすべて禁煙です。但し、喫煙の希望者があった場合は、屋外で他者への受動喫煙とならないように、場所・時間等を定めたうえで対応します。

6 施設の退所

次の事項に該当する場合は退所とします。

- ① 入所者から退所の申出があった場合（他の施設等へ転居する場合を含む）
- ② 入所者が無断で退所し、帰ってくる見込みがない場合
- ③ 入所者が病院等に入院し、3ヶ月以上経過したとき及び3ヶ月以上の期間、入院が見込まれる場合
- ④ 入所者が死亡した場合

- ⑤ 入所者が他者の生命、財産、信用等を傷つける行為又は著しい不信行為があった場合

7 介護保険の利用

当施設は、介護保険サービスの特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けています。

- ・介護保険サービスの利用にあたっては介護保険が適用され、要介護状態または要支援状態の認定が必要となります。
- ・介護保険を利用する場合は、利用料金の1割～3割が個人負担となりますが、年収額により、措置費からの一部補助が適用されます。

8 共同備品

次に該当する共同の備品を設置しています。

- ・冷蔵庫、掃除機、温蔵庫、温水器、冷水器、ドライヤー
- ・施設内の機械及び器具を利用される際は、職員へのお声がけをお願いしています。

9 持ち込みできないもの

- ・大型家具、重量のある家具、
電気製品「あんか、ポット、毛布、ビデオ（DVD等）、冷蔵庫、炎の出るもの」

※ 持ち込みできる荷物の量は、居室の収納スペースに収められる量となります。
居室内の安全性、非常時の利便性の維持・確保のため、荷物が多くなりませんようにご協力をお願いします。

10 通信・電話

- ・インターネットは使用できません。（入居棟のWi-Fi環境は整っておりません）
- ・携帯電話は、特別な事情がない限り、持ち込みをご遠慮いただいています。
事情のある場合は、ご相談ください。（持ち込みいただいた場合の携帯電話の手続き、操作方法、支払い等については、原則、ご本人自身また家族で対応していただきます。）
- ・施設内に公衆電話を設置していますので、そちらをお使いください。

11 その他

- ・施設内での入所者間の金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ・身体状況等により、必要なものがある場合は職員に相談してください。
- ・面会時間は、8：30～17：30までとします。
消灯時間は、21：00です。

12 居室換えについて

諸事情により入所者の居室換えをすることがありますので、ご了承ください。

13 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び避難に関する計画を作成し、防災及び避難に関する計画に基づき、年2回以上利用者及び職員等の訓練を行います。

平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他事業所及び地域との連携に関する業務継続計画（BCP）を策定します。

14 感染症対策

感染症又は食中毒の予防やまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、全職員へ周知するとともに研修及び訓練を開催します。

15 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

16 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た入所者又はそのご家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

17 入所者の人権擁護、虐待の発生又は防止

入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。

18 身体的拘束等の適正化

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、身体的拘束等の適正化に関する指針を作成し、身体的拘束の適正化の研修を実施します。

19 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

（1）施設内対応

① 利用者相談・要望等解決処理受付担当

坂本千菜（主任生活相談員）、今園美（生活相談員）

② 要望等苦情解決責任者

中村新（園長）

- ③ 第三者委員
山崎まつ子（他施設職員経験者）・渡辺教子（職員経験者）
- ④ オンブズマン
セーフティネットあおもり

(2) 市町村の相談・苦情窓口

- ◇ 青森市高齢者支援課 電話 017 - 734 - 5326
(月～金 8:30～17:00)

そのほか、青森県国民健康保険団体連合会や青森県運営適正化委員会に、相談できます。

20 個人情報の利用目的について

藤ホームでは、入所者の尊厳を守り、個人情報保護方針の下、安全管理に配慮し、以下のとおり利用目的を特定いたします。必要な範囲を超え、入所者の同意を得ないで個人情報を取り扱うことはいたしません。

(1) 施設内での利用

- ① 法人内監査等で提出を求められる個人情報
- ② 入所者に係る管理運営業務（介護認定等の調査等含む）
 - ㊦ 入退所・入所者登録等の管理
 - ㊧ 当該入所者の代理で行われる処理、業務、金銭管理
 - ㊨ 会計、経理、事務
 - ㊩ 事故等の報告
 - ㊪ 入所者等に提供する介護・医療サービス（サービスの改善・向上等を含む）

(2) 関係機関等外部への利用

- ① 関係機関等へ提供するサービス等との連携、情報共有
- ② 家族等への心身の状況説明及び問い合わせへの回答
- ③ 医療機関及び保健所等との連携、情報共有
- ④ 県及び市町村等との連携、情報共有
- ⑤ 損害賠償保険等に関わる保険会社等との連携、情報共有
- ⑥ 物品等の購入に際しての事務手続き上の情報共有

(3) 上記以外の利用

- ① 当施設の管理運営業務
- ② 広報誌への記載等
- ③ 施設訪問、見学、ボランティア等への協力、情報提供
- ④ 介護福祉士、社会福祉士等の実習機関（実習生含む）との連携・情報共有
- ⑤ 活動記録や行事等の写真等の施設外での掲示や事例研究等

※ 入所者は、この重要事項説明書に同意した場合は、上記内容の個人情報の使用について了承するものとします。

年 月 日

養護老人ホーム藤ホームへの入所にあたり、入所者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 〒030-0953 青森市大字駒込字蛸沢387-3

施設名 養護老人ホーム藤ホーム

施設長名 園長 中村 新 印

説明者 印

年 月 日

私は、本書面により、養護老人ホーム藤ホームへの入所についての重要事項の説明を受け同意しました。

<入所者>

住所 〒 -

氏名 印

<入所者代理人>

住所 〒 -

氏名 印（続柄 ）

◇緊急時の連絡先◇

なお、緊急の場合には、下記「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

<緊急連絡先>

住所 〒 -

氏名 （続柄 ）

TEL